

注意点

公益財団法人車両競技公益資金記念財団 平成 29 年度（第 2 回）高齢者・障害者の支援を目的とする ボランティア活動に対する助成 申請注意点

社会福祉法人静岡県共同募金会

※申請書様式に一部変更がありますので、必ず今年度の申請書により申請
するよう注意して下さい。

1 助成対象事業

高齢者・心身障害（児）者（以下「障害児者」という。）に対するボランティア活動に直接必要な機材の整備事業が助成の対象事業となります。

○対象となる事業の例

高齢者、障害者に対する直接のボランティア活動に対する器材の整備事業

例 1) 高齢者との生活交流ボランティアが料理の調理交流で使用する
ガスコンロの整備事業

例 2) 視覚障害者のための点訳ボランティアが使用する点字プリンター
の整備事業

例 3) 視覚障害者のための音訳ボランティアが使用するカセットプリン
ターの整備事業

※音訳・点訳物が行政の広報物のみの場合、行政が機器を整備すれ
ばよいと判断されますので、申請書の書き方にご留意ください。

例 4) 視障害児者に対する音楽療法ボランティアが使用する楽器の整備
事業

例 5) 聴覚障害者のための要約筆記ボランティアが使用する要約内容掲
示用プロジェクターの整備事業

なお、ボランティアの対象が高齢者・障害者に加え、児童等他の
者が含まれる場合であっても、高齢者・障害者が主たる対象であ
れば認められることもあります。

2 助成対象となる団体

次の事項を満たしているボランティア活動団体が助成の対象となります。

また、社団法人・財団法人・社会福祉法人は助成対象団体から除外されて
いますのでご注意下さい。なお特定非営利活動法人については助成の対象と
なります。

(1) ボランティア活動に実績があり、活動が継続されていること

「活動に実績」とは、2 年以上の活動歴がある場合をいいます。

また、要望する器材を使用する活動分野の実績が不足していると判断さ
れる場合は助成対象外とされることがあります。

(2) 過去にこの助成を受けた団体は助成の優先度は低くなること

特に、助成を受けた後、2 年間は助成の対象となりませんのでご了承下

さい。

- (3) ボランティア・コーディネートを事業目的とする団体は助成対象外とされること

直接のボランティア活動を行なう団体が対象となりますので、社会福祉協議会、ボランティアセンター、ボランティア協会等（以下「社協等」という。）の実施する事業は申請の対象とはなりません。

ただし、申請にあたっての事務担当窓口が社協等となること、整備した器材等を社協等が保管するなどについては問題ありません。

- (4) 主たる活動が収益を上げることが目的としたものであると判断される団体は助成対象外とされること

・そもそも高齢者・障害者に対するボランティア団体といえないもの

例1) 青少年の引きこもり防止活動

例2) 健常児のみを対象とした放課後学級

例3) 一般市民を対象にした映像ライブラリー

例4) 趣味のサークルが行事的に行うボランティア活動に使用する機器

3 申請に係る書類

- (1) 法人格を有する団体は、次の書類を添付することとして下さい。

定款、役員名簿及びパンフレット等並びに前年度決算書、事業報告書及び当該年度の事業計画書、予算書

- (2) ボランティア活動団体は次の書類を添付することとして下さい。

会則、会員名簿及びパンフレット等並びに前年度決算書、事業報告書及び当該年度の事業計画書、予算書

- (3) 申請器材に係る複数の見積書及び商品カタログを添付して下さい。

4 提出

- (1) 期 限 平成 29 年 10 月 23 日（月） 17 時必着（厳守）
(2) 提出方法 郵送
(3) 提出部数 申請書類・添付書類ともに 2 部（1 部は写しで可）

（問合せ先）

〒420-0856

静岡市葵区駿府町1番70号

社会福祉法人 静岡県共同募金会

TEL 054-254-5212 FAX 054-254-6400

E-mail:22@shizuoka-akaihane.or.jp